

秋田県知事許可の建設業者の皆様へ（営業所関係）

無届営業所がありませんか？ 営業所技術者等は常勤ですか？
～ 営業所の届出を行い、常勤の技術者を配置してください ～

秋田県建設部建設政策課

● 営業所の届出

建設工事の請負契約を締結する事務所、それらの事務所に対し指導監督を行う本店・支店等は、名称の如何を問わず、建設業法上の営業所に該当しますので、県（各地域振興局）に届け出る必要があります。

無届営業所は、建設工事の請負契約の締結に関与することはできません。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ A支店があり、A市内の工事はA支店長の決裁で契約を締結しているが、A支店については届出をしていない。
- ・ 契約締結に至るまでの見積や入札等の業務を行うA支店があるが、契約書は全て届出済の本社で作成しているため、A支店については届出をしていない。

● 営業所技術者等の配置

建設業者は、営業所毎に営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を専任の者として配置する必要があり、営業所技術者等は、所属する営業所に常勤していなければなりません。

営業所技術者等は、工事現場の専任の主任技術者・監理技術者になることはもちろん、営業所から遠く離れた工事現場（営業所所在地の同一市町村以外又は片道の移動時間が概ね1時間を超える場合）の技術者や作業員等になることはできません（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例を除く）。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ 営業所技術者であるA氏は、普段は営業所に常駐しているが、繁忙期になると、県発注工事の現場で専任の主任技術者となる場合（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例を除く）がある。
- ・ 営業所技術者であるA氏は、現在、県外の民間工事に従事しており、工事が終わるまで県外の宿泊所に宿泊している。

● 違反行為に対する県の対応

無届営業所での営業と営業所技術者等の専任義務違反は、建設業法違反として指導・処分の対象となります。

【 建設業法に関する問合せ先 】

各種手続窓口：各地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム・工事契約チーム
 建設業法全般：建設部建設政策課建設業チーム（☎018-860-2425）